

平成 22 年度名古屋市福祉人材確保支援事業助成要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、名古屋市が独自に実施する福祉人材確保のための支援事業に係る助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めることにより、事業所が行う従業者定着への取組の促進を図ることを目的とする。

なお、当該助成金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成 17 年名古屋市規則第 187 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象事業所)

第 2 条 助成金の交付対象事業所（以下「対象事業所」という。）は名古屋市に所在する介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 41 条第 1 項本文に規定する指定（第 71 条第 1 項の規定により指定があったものとみなす場合を除く。）、第 42 条の 2 第 1 項本文に規定する指定、第 46 条第 1 項に規定する指定、第 48 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に規定する指定、第 53 条第 1 項本文に規定する指定、第 54 条の 2 第 1 項本文に規定する指定、第 58 条第 1 項に規定する指定、第 94 条に規定する許可又は障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定を受けた事業者が運営する事業所又は施設のうち、次の各号に掲げるサービスのいずれかを行う事業所及び施設とする。ただし、法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のみによりサービスが提供されている事業所又は施設を除く。

- (1) 法第 8 条第 1 項に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護（以下「居宅サービス」という。）
- (2) 法第 8 条第 14 項に規定する夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「地域密着型サービス」という。）
- (3) 法第 8 条第 21 項に規定する居宅介護支援
- (4) 法第 8 条第 23 項に規定する介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス又は介護療養施設サービス（以下「施設サービス」という。）
- (5) 法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護（以下「介護予防サービス」という。）
- (6) 法第 8 条の 2 第 14 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「地域密着型介護予防サービス」という。）
- (7) 法第 8 条の 2 第 18 項に規定する介護予防支援
- (8) 障害者自立支援法第 5 条第 2 項に規定する居宅介護（同条第 3 項に規定する重度訪問介護及び同条第 4 項に規定する行動援護を含む。以下同じ。）

2 前項の規定にかかわらず、次の場合にあっては、一の対象事業所として取り扱う。

- (1) 前項第 1 号に規定する居宅サービスと同一のサービスにおいて前項第 5 号に規定する介護予防サービスの指定を受けている場合
- (2) 前項第 1 号に規定する特定施設入居者生活介護と同一又は併設の場所において同号に規定する短期入所生活介護の指定を受けている場合
- (3) 前項第 1 号に規定する訪問介護と前項第 8 号に規定する居宅介護の指定を受けている場合
- (4) 前項第 2 号に規定する地域密着型サービスと同一のサービスにおいて前項第 6 号に規定する地域密着型介護予防サービスの指定を受けている場合
- (5) 前項第 2 号に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と同一又は併設の場所において前項第 1 号に規定する短期入所生活介護の指定を受けている場合
- (6) 前項第 2 号に規定する認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と認知症対応型通所介護（当該認知症対応型共同生活介護事業所の居室又は食堂、当該地域密着型特定施設、当該地域密着型介護老人福祉施設の食堂又は共同生活室においてこれらの利用者、入居者又は入所者とともに行うものに限る）の指定を受けている場合
- (7) 前項第 4 号に規定する施設サービスと同一又は併設の場所において前項第 1 号に規定する短期入所生活介護又は短期入所療養介護の指定を受けている場合

(対象事業)

第 3 条 市長は、対象事業所が実施する従業者（介護関係業務に従事する者に限る。以下同じ。）の確保及び定着に係る事業のうち、次に掲げる事業（以下「対象事業」という。）に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。ただし、第 7 条に定める交付決定を受けた日から平成 23 年 3 月末日までの間に実施した対象事業に限る。

(1) 事業所外研修等への従業者の派遣

従業者の資質向上に資するものとして、研修機関等が行う各種研修等（第 3 号に定める資格以外の資格取得を目的とするものを含む。）への参加を支援するものをいう。

(2) 事業所内研修の開催

従業者の資質向上に資するものとして、対象事業所の外部より講師を招いて対象事業所内において行う研修等をいう。

(3) 従業者の資格取得支援

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 2 条第 1 項に規定する社会福祉士、同条第 2 項に規定する介護福祉士、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 に規定する介護職員基礎研修課程、1 級課程、2 級課程、法第 7 条第 5 項に規定する介護支援専門員、精神保健福祉士法第 2 条に規定する精神保健福祉士、指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号）第 1 条第 4 項に規定する行動援護従業者養成研修課程及び愛知県居宅介護従業者等養成研修事業者指定事務取扱要綱第 2 条第 4 項に規定する視覚障害者移動介護従業者養成研修課程に関する資格取得を支援するものをいう。

(4) 従業者の福利厚生に関するもの

従業者の健康確保に資する事業所の取り組み（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）により義務付けられているもの及び健康保険の給付対象となるものを除く）等をいう。

(5) その他市長が適当と認めるもの

2 前項に規定する対象事業のうち、他の助成金等の支給を受けているものについては助成の対象としない。

(対象経費)

第4条 助成金の交付対象経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業の実施に直接必要となる経費であって、対象事業所が負担するものうち、別表1に定めるものとする。

(助成金額)

第5条 助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、対象事業の区分毎に対象経費の実支出額に別表2に定める比率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）の合計額とし、その額が別表3に定める助成限度額（対象事業所の規模に応じて定めるものとし、以下「限度額」という。）を超える場合にあっては限度額とする。

2 限度額は交付申請日の属する月（以下「申請月」という。）の前1か月における対象事業所の従業者の常勤換算数（当該対象事業所の従業者の勤務延時間数を当該対象事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより算出した数）に応じて設定するものとする。

3 事業所の開設が申請月と同じである場合等前項の規定により難しい場合については、申請月の翌月1か月における従業者の勤務延時間数の見込みに基づく常勤換算数により限度額の設定を行うものとする。ただし、この場合にあっては、申請月の翌月1か月を経過後、申請月の翌月1か月における従業者の勤務延時間数に基づく常勤換算数により設定した限度額との比較を行うこととし、当該限度額が見込みに基づき設定した限度額を下回る場合については、第8条に規定する事業計画の変更申請を行わなければならない。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付申請をしようとする者（対象事業所を運営する法人をいう。以下「申請者」という。）は、対象事業所ごとに、名古屋市福祉人材確保支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、対象事業の開始前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 福祉人材確保支援事業計画書（様式第2号）
- (2) 対象経費算出内訳書（様式第3号）
- (3) 従業者の勤務状況（様式第3号の2）及び直近1か月分の勤務表
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、助成金交付の可否を決定し、その旨を名古屋市福祉人材確保支援事業助成金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第8条 前条の規定による助成金の交付決定を受けた申請者は、対象事業の内容を変更（ただし、経費に変更が生じるものに限る）し又は対象事業を中止しようとするときは、名古屋市福祉人材確保支援

事業変更（中止）申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による対象事業の変更又は中止の申請があったときは、市長は助成金の交付決定の変更の決定又は助成金の交付決定の取消しを行い、その旨を名古屋市福祉人材確保支援事業助成金交付決定額変更通知書（様式第 6 号）又は名古屋市福祉人材確保支援事業助成金交付決定取消通知書（様式第 6 号の 2）により申請者へ通知する。

（事業実績報告）

第 9 条 助成金の交付決定を受けた申請者は、交付決定を受けた対象事業が全て完了した日から起算して 10 日以内に名古屋市福祉人材確保支援事業完了報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 対象経費精算書（様式第 8 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（助成金交付額の確定及び交付）

第 10 条 市長は、前条の規定により事業実績報告を受けたときは、その内容を審査した上で助成金の交付額を確定し、申請者に助成金を交付する。

- 2 市長は、前項の審査において、対象経費が交付決定時を下回ることが確認された場合、助成金額を減額することができる。この場合においては、名古屋市福祉人材確保支援事業助成金交付額変更通知書（様式第 9 号）により、変更後の金額を申請者へ通知する。

（助成金の流用禁止）

第 11 条 申請者は、この要綱により交付される助成金を、対象事業の実施に要した費用に充てるものとし、それ以外の目的に流用してはならない。

（交付決定の取消等）

第 12 条 市長は、助成金の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取消し、既に交付した助成金がある場合には、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 事業を実施する意思が認められないとき。
- (2) 事業を完了する見込みがないとき。
- (3) 助成金の交付決定の条件に反する行為があったとき。
- (4) 第 8 条第 1 項の規定により、事業を中止する旨の申請がなされたとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。
- (6) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (7) その他助成金の交付決定を取り消し、又は助成金を返還させることが適当と認められるとき。

（書類の整備）

第 13 条 助成金の交付を受けた者は、当該対象事業に係る書類を事業完了後 5 年間保存しておかなければならない。

（雑則）

第 14 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 11 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の平成 22 年度名古屋市福祉人材確保支援事業助成要綱の規定は、平成 22 年度分の申請から適用し、平成 21 年度中の申請分については、なお従前の例による。

<別表 1>対象経費に含まれるもの

1	事業所外研修等への従業員の派遣（3以外の資格取得を目的とするものを含む。）
	<ul style="list-style-type: none"> ・研修受講料・参加費（受講に係る費用として必要な経費） ・教材費（研修の受講に当たって必要な物に限り、参考文献等は含まない。） ・派遣旅費（研修会場までの合理的な経路にて算出した金額に限る。） ・宿泊費（研修参加にあたって必須であるものとして合理的に算出した金額に限る。）
2	事業所内研修の開催
	<ul style="list-style-type: none"> ・講師謝礼（現金の他、現金に類する金券類を含む。） ・講師の交通費（研修会場までの合理的な経路にて算出した金額に限る。） ・資料代（印刷代等） ・教材費用（従業員の資質向上のため、事業所に備えておくものを含む。） ・会場借り上げ代 ・従業員の交通費（事業所外において開催する場合に限り、研修会場までの合理的な経路にて算出した金額に限る。）
3	従業員の資格取得支援
	<ul style="list-style-type: none"> ・資格試験受験料 ・養成講座や研修の受講料 ・交通費（会場等までの合理的な経路にて算出した金額に限る。） ・宿泊費（受験等にあたって必須であるものとして合理的に算出した金額に限る。）
4	従業員の福利厚生に関するもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断に係る費用（労働安全衛生法にて義務付けられていない項目及び従業員に係るもの。） ・感染症予防に係る費用（インフルエンザ予防接種、肝炎予防ワクチン接種等） ・腰痛等の防止・予防のための器具等の購入等に係る経費（腰痛ベルト等の健康器具やストレッチ体操等のビデオの購入等） ・メンタルヘルスに関する相談体制等に係る経費 ・職場の環境整備に係る費用（従業員の健康確保を目的とするものに限る。） ・職員宿舎の借り上げに係る費用
5	その他市長が適当と認めるもの

<別表 2 >

対象事業	助成比率
事業所外研修等への従業員の派遣	1/2
事業所内研修の開催	3/4
従業員の資格取得支援	3/4
従業員の福利厚生に関するもの	1/2
その他市長が必要と認めるもの	1/2

<別表 3>

従業員の常勤換算数	限度額
10名未満	50,000円
10名以上30名未満	100,000円
30名以上	150,000円

(様式第1号)

受付番号	
------	--

名古屋市福祉人材確保支援事業助成金交付申請書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者 (主たる事務所の所在地)

(法人名)

(代表者職氏名)

印

名古屋市福祉人材確保支援事業助成要綱に基づき助成金の交付を受けたいので、名古屋市福祉人材確保支援事業助成要綱第6条に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、当該申請の対象となる事業については、国・地方公共団体、特別の法律に基づいて設立された法人等からの補助金、助成金等を受給しておりません。

1 助成金交付申請額			円
2 助成対象事業所名	(事業所番号 :) (サービス種別 :)		
3 事業実施予定期間	開始	年 月 日	
	完了	年 月 日	
4 添付書類	(1) 福祉人材確保支援事業計画書 (様式第2号) (2) 対象経費算出内訳書 (様式第3号) (3) 従業員の勤務状況 (様式第3号の2) 及び直近1か月分の勤務表 (4) その他市長が必要と認める書類		

(備考) 「受付番号」欄は記入しないでください。

(様式第2号)

福祉人材確保支援事業計画書

1 対象事業所の概要

事業所名称										
事業所所在地	〒									
事業者番号										

2 対象事業所における直近1ヶ月の従業者配置状況

※今年度初めて当該助成金を申請する場合のみ記入してください。

月	従業者数		延べ勤務時間(月)		常勤換算数		
	常勤	a 名	非常勤	b 時間	常勤	a 名	非常勤
月	常勤職員1人1月あたりの勤務時間		c 時間		合計	a + d 名	

※常勤換算数については、小数点2位以下を切捨てとすること。

助成限度額

A	円
---	---

<助成限度額>

2で算出した a + d の値	限度額
10名未満	50,000円
10名以上30名未満	100,000円
30名以上	150,000円

4 助成金交付申請額の算出

区分	実施予定日又は実施予定期間	対象経費	助成対象額 (対象経費×助成比率) ※1円未満の端数は切捨て
事業所外研修等への従業者の派遣		円	(×1/2) 円
事業所内研修の開催		円	(×3/4) 円
従業者の資格取得支援	※試験日、講座受講予定期間等	円	(×3/4) 円
従業者の福利厚生に関するもの	※健康診断実施日、物品購入予定日等	円	(×1/2) 円

助成対象額合計	B	円
既交付決定額(既に交付決定を受けている場合)	C	円
助成限度額(A-C)	D	円
助成金交付申請額 (BとDいずれか低い金額)		円

担当者名 (職名)	
連絡先 (電話)	

(様式第3-1号)

対象経費算出内訳書【事業所外研修等への従業員の派遣】

※内容、経費の内訳が分かるもの（研修案内等）を添付すること。

(1) 研修受講料・教材費

	派遣従業者名	研修名	経費総額 (①)	本人負担額 (②)	対象経費 (①-②)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

小計(a)

(2) 派遣旅費・宿泊費

	派遣従業者名	研修名	経費総額 (①)	本人負担額 (②)	対象経費 (①-②)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

小計(b)

対象経費総額(a + b)

(様式第3-2号)

対象経費算出内訳書【事業所内研修の開催】

※経費の内訳が分かるものを添付すること。

研修名		内容		
講師（職種）		対象者（職種・人数）		
内訳		経費総額（①）	本人負担額（②）	対象経費（①-②）
1	講師謝金・交通費			
	資料代・教材費用（書籍・DVD等の購入費を含む）			
	会場借り上げ代			
	従業員の交通費（事業所外の会場にて実施する場合のみ）			
	その他（ ）			

小計(a)

研修名		内容		
講師（職種）		対象者（職種・人数）		
内訳		経費総額（①）	本人負担額（②）	対象経費（①-②）
2	講師謝金・交通費			
	資料代・教材費用（書籍・DVD等の購入費を含む）			
	会場借り上げ代			
	従業員の交通費（事業所外の会場にて実施する場合のみ）			
	その他（ ）			

小計(b)

対象経費総額(a + b)

(様式第3-3号)

対象経費算出内訳書【従業者の資格取得支援】

社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、介護職員基礎研修、訪問介護員1、2級、精神保健福祉士、行動援護従業者養成研修、視覚障害者移動介護従業者養成研修に係るものについて記載してください（その他の資格については、「事業所外研修等への派遣」の対象となります。）

※内容、経費の内訳が分かるもの（研修案内等）を添付すること。

(1) 講座・研修等の受講料、資格試験受験料

	従業者名	講座・研修名 受験資格名	経費総額 (①)	本人負担額 (②)	対象経費 (①-②)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

小計 (a)

(2) 交通費・宿泊費

	従業者名	講座・研修名 受験資格名	経費総額 (①)	本人負担額 (②)	対象経費 (①-②)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

小計 (b)

対象経費総額 (a + b)

(様式第3-4号)

対象経費算出内訳書【従業員の福利厚生に関するもの】

※経費の内訳が分かるものを添付すること。

1	事業名 (該当する事業に○をつけるか、具体的に記載すること)		
	<input type="checkbox"/> 健康診断：法定外健康診断・非常勤職員健康診断 <input type="checkbox"/> 感染症予防に係る費用：インフルエンザ予防接種・その他 () <input type="checkbox"/> 健康確保のための物品の購入 (物品名：) <input type="checkbox"/> その他 ()		
	実施日又は実施期間 (健康診断実施日、物品の購入予定日等)	経費総額 (①)	
		本人負担額 (②)	
	対象者 (職種・人数)	対象経費 (①-②)	a

2	事業名 (該当する事業に○をつけるか、具体的に記載すること)		
	<input type="checkbox"/> 健康診断：法定外健康診断・非常勤職員健康診断 <input type="checkbox"/> 感染症予防に係る費用：インフルエンザ予防接種・その他 () <input type="checkbox"/> 健康確保のための物品の購入 (物品名：) <input type="checkbox"/> その他 ()		
	実施日又は実施期間 (健康診断実施日、物品の購入予定日等)	経費総額 (①)	
		本人負担額 (②)	
	対象者 (職種・人数)	対象経費 (①-②)	b

3	事業名 (該当する事業に○をつけるか、具体的に記載すること)		
	<input type="checkbox"/> 健康診断：法定外健康診断・非常勤職員健康診断 <input type="checkbox"/> 感染症予防に係る費用：インフルエンザ予防接種・その他 () <input type="checkbox"/> 健康確保のための物品の購入 (物品名：) <input type="checkbox"/> その他 ()		
	実施日又は実施期間 (健康診断実施日、物品の購入予定日等)	経費総額 (①)	
		本人負担額 (②)	
	対象者 (職種・人数)	対象経費 (①-②)	c

対象経費総額 (a + b + c)

--

(様式第3-5号)

対象経費算出内訳書【その他市長が適当と認めるもの】

1 対象事業の概要（内容の分かる資料等を添付すること）

1	事業名			
	対象者		実施日	
	事業内容			
2	事業名			
	対象者		実施日	
	事業内容			
3	事業名			
	対象者		実施日	
	事業内容			

2 対象経費の内訳（支出予定額が分かるものを添付すること）

※「対象経費」は、**事業所が負担する金額**とし、従業者が負担する額を含めないこと。

	事業名	対象経費
1		
2		
3		

対象経費総額

--

(様式第 4 号)

名古屋市福祉人材確保支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日

様

名古屋市長

年 月 日に交付申請のありました助成金の交付については、名古屋市福祉人材確保支援事業助成要綱第 7 条に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定金額 円
- 2 助成対象事業所名
- 3 交付方法 事業完了後一括交付
- 4 交付条件
 - (1) 助成金は他の目的に流用できません。
 - (2) 事業の変更又は中止をするときは、名古屋市福祉人材確保支援事業変更（中止）申請書を提出してください。
 - (3) 事業完了後は、速やかに名古屋市福祉人材確保支援事業完了報告書を提出してください。
 - (4) 名古屋市福祉人材確保支援事業助成要綱第 12 条の各号に該当する場合には、この決定を取り消し、交付した助成金の全額若しくは一部の返還を求めます。

※この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。

※この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（異議申立てをしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

受付番号	
------	--

名古屋市福祉人材確保支援事業変更（中止）申請書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者 (主たる事務所の所在地)

(法人名)

(代表者職氏名)

印

年 月 日付で助成金の交付決定のありました名古屋市福祉人材確保支援事業につきまして、事業計画の変更（中止）を行いたいので、名古屋市福祉人材確保支援事業助成要綱第8条に基づき、申請します。

1 助成対象事業所名	(事業所番号)
2 届出の区分	変更 ・ 中止
3 変更後助成金交付申請額 (変更の場合のみ)	円
4 変更の内容 (変更の場合のみ)	
5 変更（中止）理由	

※区分が「変更」の場合には、福祉人材確保事業計画書（様式第2号）及び対象事業の概要及び対象経費算出内訳書（様式第3号）を添付すること。

(備考) 「受付番号」欄は記入しないでください。

(様式第 6 号)

名古屋市福祉人材確保支援事業助成金交付決定額変更通知書

年 月 日

様

名古屋市長

年 月 日に変更申請のありました助成金の交付については、名古屋市福祉人材確保支援事業助成要綱第 8 条に基づき、下記のとおり変更決定しましたので通知します。

記

- 1 交付変更決定金額 円
- 2 助成対象事業所名
- 3 交付方法 事業完了後一括交付
- 4 交付条件
 - (1) 助成金は他の目的に流用できません。
 - (2) 事業完了後は、速やかに名古屋市福祉人材確保支援事業完了報告書を提出してください。
 - (3) 名古屋市福祉人材確保支援事業助成要綱第 12 条の各号に該当する場合には、この決定を取り消し、交付した助成金の全額若しくは一部の返還を求めます。

※この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。

※この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（異議申立てをしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

(様式第 6 号の 2)

名古屋市福祉人材確保支援事業助成金交付決定取消通知書

年 月 日

様

名古屋市長

年 月 日付けで交付決定しました助成金については、名古屋市福祉人材確保支援事業助成要綱第 8 条に基づき、交付決定を取り消しましたので通知します。

※この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。

※この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（異議申立てをしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

名古屋市福祉人材確保支援事業完了報告書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者 (主たる事務所の所在地)

(法人名)

(代表者職氏名)

印

年 月 日付けで助成金の交付決定のありました名古屋市福祉人材確保支援事業につきまして、事業が完了しましたので、名古屋市福祉人材確保支援事業助成要綱第9条に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 対象事業所

事業所名称 (事業所番号)	()
---------------	-----

2 助成金交付決定の状況

交付決定日		交付決定金額	
-------	--	--------	--

3 対象事業の実施状況及び助成金額の算出

区分	実施日又は実施期間	対象経費 (実際に支出した費用)	助成対象額 (対象経費×助成比率) ※1円未満の端数は切捨て
事業所外研修等への 従業員の派遣		円	(×1/2) 円
事業所内研修の開催		円	(×3/4) 円
従業員の資格取得支援		円	(×3/4) 円
従業員の福利厚生に関するもの		円	(×1/2) 円
助成対象額合計			円
既交付決定額 (既に交付決定を受けている場合)			円
助成限度額			円
助成金額			円

- 4 添付書類 (1) 対象経費精算書 (様式第8号)
(2) その他市長が必要と認める書類

担当者名 (職名)		連絡先 (電話)	
-----------	--	----------	--

※「受付番号」欄は記入しないでください。

(様式第8-1号)

対象経費精算書【事業所外研修等への従業員の派遣】

※事業所が経費を支出したことが分かる書類（領収書の写し等）を添付してください。

(1) 研修受講料・教材費

	派遣従業者名	研修名	経費総額 (①)	本人負担額 (②)	対象経費 (①-②)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

小計(a)

(2) 派遣旅費・宿泊費

	派遣従業者名	研修名	経費総額 (①)	本人負担額 (②)	対象経費 (①-②)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

小計(b)

対象経費総額(a + b)

(様式第8-3号)

対象経費精算書【従業員の資格取得支援】

社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、介護職員基礎研修、訪問介護員1、2級、精神保健福祉士、行動援護従業者養成研修、視覚障害者移動介護従業者養成研修に係るものについて記載してください（その他の資格については、「事業所外研修等への派遣」の対象となります。）

※事業所が経費を支出したことが分かる書類（領収書の写し等）を添付してください。

(1) 講座・研修等の受講料、資格試験受験料

	従業者名	講座・研修名 受験資格名	経費総額 (①)	本人負担額 (②)	対象経費 (①-②)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

小計 (a)

(2) 交通費・宿泊費

	従業者名	講座・研修名 受験資格名	経費総額 (①)	本人負担額 (②)	対象経費 (①-②)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

小計 (b)

対象経費総額 (a + b)

(様式第8-4号)

対象経費精算書【従業員の福利厚生に関するもの】

※事業所が経費を支出したことが分かる書類（領収書の写し等）を添付してください。

事業名（該当する事業に○をつけるか、具体的に記載すること）			
<input type="checkbox"/> 健康診断：法定外健康診断・非常勤職員健康診断 <input type="checkbox"/> 感染症予防に係る費用：インフルエンザ予防接種・その他（ ） <input type="checkbox"/> 健康確保のための物品の購入（物品名： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
1	実施日又は実施期間 （健康診断実施日、物品の購入日等）	経費総額（①）	
		本人負担額（②）	
	対象者（職種・人数）	対象経費（①-②）	a

事業名（該当する事業に○をつけるか、具体的に記載すること）			
<input type="checkbox"/> 健康診断：法定外健康診断・非常勤職員健康診断 <input type="checkbox"/> 感染症予防に係る費用：インフルエンザ予防接種・その他（ ） <input type="checkbox"/> 健康確保のための物品の購入（物品名： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
2	実施日又は実施期間 （健康診断実施日、物品の購入日等）	経費総額（①）	
		本人負担額（②）	
	対象者（職種・人数）	対象経費（①-②）	b

事業名（該当する事業に○をつけるか、具体的に記載すること）			
<input type="checkbox"/> 健康診断：法定外健康診断・非常勤職員健康診断 <input type="checkbox"/> 感染症予防に係る費用：インフルエンザ予防接種・その他（ ） <input type="checkbox"/> 健康確保のための物品の購入（物品名： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
3	実施日又は実施期間 （健康診断実施日、物品の購入日等）	経費総額（①）	
		本人負担額（②）	
	対象者（職種・人数）	対象経費（①-②）	c

対象経費総額（a + b + c）

--

(様式第8-5号)

対象経費精算書【その他市長が適当と認めるもの】

1 対象事業の概要（内容の分かる資料等を添付すること）

1	事業名			
	対象者		実施日	
	事業内容			
2	事業名			
	対象者		実施日	
	事業内容			
3	事業名			
	対象者		実施日	
	事業内容			

2 対象経費の内訳（領収書等の写しを添付すること）

※「対象経費」は、**事業所が負担した金額**とし、従業者が負担した額を含めないこと。

	事業名	対象経費
1		
2		
3		

対象経費総額

--

(様式第9号)

名古屋市福祉人材確保支援事業助成金交付額変更通知書

年 月 日

様

名古屋市長

年 月 日付で完了報告のありました名古屋市福祉人材確保支援事業については、名古屋市福祉人材確保支援事業助成要綱第10条第2項に基づき、下記のとおり変更決定しましたので通知します。

記

- 1 交付変更決定金額 円
- 2 助成対象事業所名
- 3 交付条件
 - (1) 助成金は他の目的に流用できません。
 - (2) 名古屋市福祉人材確保支援事業助成要綱第12条の各号に該当する場合には、この決定を取り消し、交付した助成金の全額若しくは一部の返還を求めます。

※この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。

※この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（異議申立てをしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。